

# ドクター総合補償制度のご案内

2つの安心でしっかりサポートします！

## 安心1

勤務医師賠償責任保険

万一の医療事故に備えて

## 安心2

団体長期障害所得補償保険(GLTD)(\*)

(\*)団体長期障害所得補償保険は、団体生活総合保険のペットネームです。

病気やケガで長期間働けなくなったときに…



保険期間：

平成31年5月1日午後4時から平成32年5月1日午後4時まで1年間

保険料払込方法：

ご指定の口座より平成31年7月12日(金)に引き落とします(一時払)。

募集期間：

平成31年2月1日(金)から平成31年3月11日(月)まで

加入方法：

新規ご加入の方、変更を希望される方は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、湖医会団体へご提出ください。

## ご加入内容に関する大切なお知らせ

※現在ご加入の方は必ずお読みください  
ますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までに、ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。なお、保険料の引き落としできなかった場合、弊社所定の払込期日までに払込みがない場合は、集金不能日に遡って解除・免責となりますので、ご注意ください。今回更新いただく内容に一部改定があります。主な改定点は別紙のとおりとなりますので、募集パンフレットと併せてご確認ください。

※その他ご不明な点等ございましたら、ご加入の代理店までご連絡ください。

## ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、ご加入の代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

## 『2つの安心』で先生方をサポートします！

### 安心1 勤務医師賠償責任保険

詳しくは  
P3~4.P10~11へ

日本国内で行った医療業務によって  
万一患者の身体に障害(死亡を含みます。)を与え、  
法律上の損害賠償責任を負担する場合に補償する保険です。  
医療上の事故(患者の身体の障害)が保険期間中に発見された場合に、  
保険金をお支払いします。

#### 支払限度額

①A1タイプ:1事故 1億円(保険期間中 3億円)

②A2タイプ:1事故 2億円(保険期間中 6億円)



保険金の支払限度額が高く設定されているので、大きな負担もカバーできます。

### 安心2

### 団体長期障害所得補償 (GLTD)

詳しくは  
P5~7.P12~13へ

病気やケガで働けなくなり、  
その期間が免責期間\*1(180日)を超えた場合に、最長満70歳\*2の誕生日  
まで、長期間にわたり保険金をお支払いします。  
(ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、  
65歳以上の場合は3年となります。)

\*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

\*2 病気の種類や復職後の状況によっては、満70歳まで  
補償しないことがあります。

長期の就業障害への備えとして  
団体長期障害所得補償(GLTD)をおすすめします。



## ドクター総合補償制度の特徴

**1 勤務医師賠償責任保険に20%  
団体長期障害所得補償(GLTD)に5%の  
割引が適用されます！**



**2 団体長期障害所得補償にご加入の際、  
医師の診査は不要です！**

加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。  
告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、  
東京海上日動の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



**3 充実したサービスにより安心をお届けします！**

団体長期障害所得補償にご加入頂いた場合のみ対象となります。  
サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。



メディカルアシスト

デイリーサポート

メンタルヘルスサポート

介護アシスト

➡ 詳細は後記「補償ラインナップ」および「補償のあらまし等」をご確認ください。

## 被保険者(補償を受けられることができる方・保険の対象となる方)について

保険の種類	ご加入者・被保険者	年齢条件 ※1
勤務医師賠償責任保険	〈補償を受けられることができる方〉 湖医会会員である勤務医師※2,3	
団体長期障害所得補償保険 (GLTD)	〈保険の対象となる方〉 湖医会会員※2	満69歳以下

※1 保険期間の初日時点の満年齢をいいます。

《ご注意》

※2 湖医会会員以外の方はこの保険に加入することができません。

※3 個人立の病院・診療所の開設者の方は、この保険に加入することができません。

## 補償ラインナップ



安心1

勤務医師賠償責任保険

団体割引  
20%

- 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見された場合に、勤務医師の先生方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。
- 団体割引が適用されますので、個人でご加入されるより保険料が割安となります。

障害

医療業務によって患者の身体に障害を与えてしまった。



死亡

医療業務によって患者を死亡させてしまった。

監督責任

直接指揮監督下にある看護師等の業務の補助者が行った医療業務による事故でその指揮・監督責任を問われた。

※保険会社から看護師等の業務の補助者に対し代位求償する場合があります。

出張診療時も

常勤の病院での事故だけでなく、出張診療における医療事故で先生方が責任を問われた。

※ただし、いかなる場合も病院の責任を肩代わりして保険金をお支払いするものではありません。

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等 (訴訟に限らず、調停・示談等も含まれます。)
③損害防止軽減費用	事故(注)が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故(注)が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(注)医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

- ・上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

## 支払限度額・保険料

タイプ名	支払限度額		年間保険料
A1パターン	対人事故	1事故 1億円 保険期間中 3億円	40,660 円
A2パターン	対人事故	1事故 2億円 保険期間中 6億円	51,570 円

(注1)免責金額(自己負担額)は設定しません。

(注2)日本医師会A①・②会員の先生は、既に日本医師会医師賠償責任保険にご加入されていますので、ご加入いただけません。

## ご注意

- ・ご加入後、加入内容変更や脱退(開業した場合等)を行う際には、変更日・脱退日より前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- ・開業をされる場合は、この保険から脱退し、別途、診療所賠償責任保険等にご加入いただく必要があります。事前に代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

## 高額化する損害賠償金の例

概要	診療科目	患者	判決	請求額	認容額	出典
水腎症を巨大肝のう胞と誤診したため手術中死亡  血尿が出て受診した患者が巨大肝のう胞と診断され手術を受けたところ、手術中に心停止し、意識が回復しないまま転院先の病院で死亡した場合に、実際は水腎症で医師は誤った診断で必要のない手術をして患者を死なせたとして医師に賠償責任が認められた事例	外科	34才男性 (雑貨商)	浦和地裁 敗訴 (確定)	1億 2,877 万円	9,161 万円	判事 1719- 109
肺炎患者が人工呼吸器装着遅延で植物状態	内科	20才女性	東京地裁 敗訴(控 訴)	2億 3,767 万円	1億 6,466 万円	判夕 1162- 220

保険金の支払限度額が高く設定されているので、大きな負担もカバーできます。

**高額化する損害賠償金に合わせて、  
支払限度額2億円の補償をお勧めします。**



病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間\*1を超えた場合に、最長70歳の誕生日までの長期間にわたり保険金をお支払します。(ただし、保険金をお支払する1事故あたりの限度期間は65歳以上の場合は3年となります。)

\*1 保険金をお支払しない期間をいいます。

**最長満70歳\*まで**

**最長満70歳\*まで補償**

\* 病気の種類や復職後の状況によっては、満70歳まで補償しないことがあります。

入院または自宅療養等から回復した場合でも、身体障害により就業に支障が生じ、20%を超える所得の喪失がある場合には、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いします。

**復職後も 復職後も引続き補償**

病気やケガにより就業に支障が生じ、免責期間(180日)を超えてその状態が継続し、保険金お支払いの条件を満たしている場合、最長満70歳(65歳~69歳は3年間)まで、保険金をお支払いします。

**自宅療養中も補償**

**入院だけでなく、自宅療養中も補償**

入院に限らず、通院、自宅療養、リハビリテーション中も保険金お支払いの条件を満たしている限り、お支払いの対象となります。

**特約も充実**

**特約も充実**

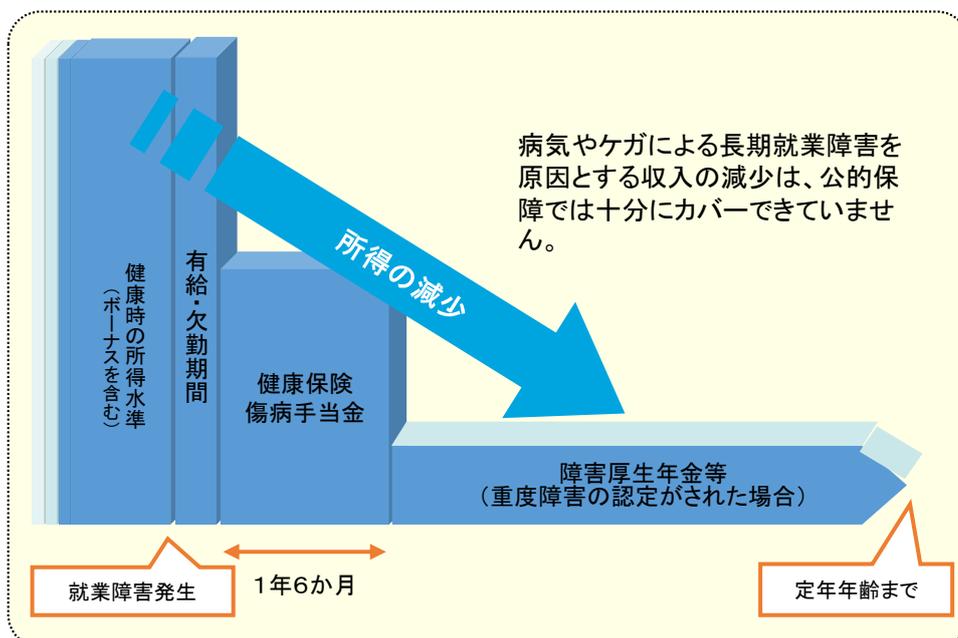
●精神障害補償特約(最長2年間)

皆さんに質問です。



1

**長期間働けなくなったとき  
収入がどうなるかご存じですか？**



## 2 「いろいろ保険に入っているので大丈夫！」 と思っていないですか？

【各種リスクに対応する個人で加入できる保険】

リスク	収入の減少／途絶						老後 資金	追加費用の発生					
	死亡		就業不能					入院		手術		通院	
	病気	ケガ	長期		短期			病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ
			病気	ケガ	病気	ケガ							
生命保険	●	●											
傷害保険		●						●		●			●
所得補償保険					●	●							
医療保険・入院特約								●	●	●	●		
がん保険								●		●		●	
年金型保険	●	●					●						

●補償されるリスク

- ・生命保険は死亡時に備えるものです。
- ・医療保険や入院特約の入院給付金は入院日数に応じて支払われますが、支払われる期間には限度があり、入院費用に備えるための保障と言えます。
- ・上表は、各保険の補償内容を簡単に示したものです。商品やセットする特約等により、それぞれ補償内容は異なりますので、ご注意ください。

## 3 長期間働けず収入もストップ・・・ そんな状態にあなたは耐えられますか？



病気やケガで働けなくなったら

例えば...

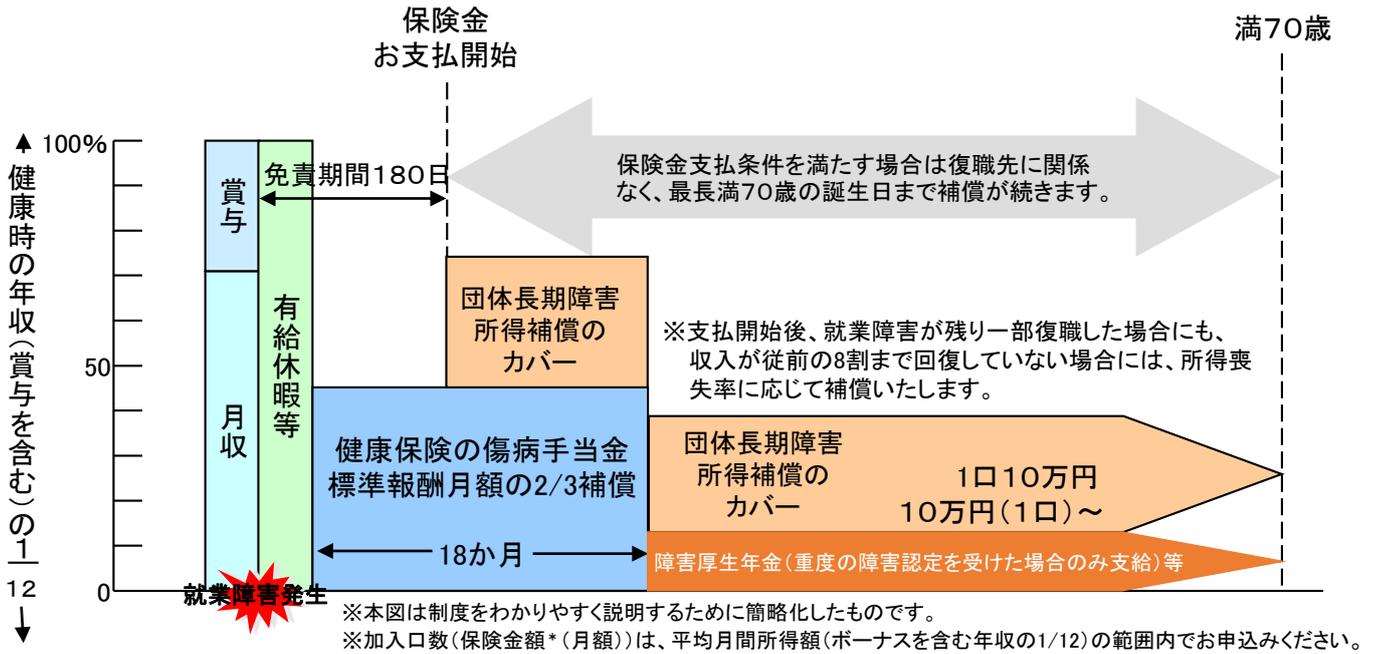
退職…収入が途絶えてしまう  
 保険…生命保険、年金の掛金の支払いは続く  
 公的保障…重度の場合には障害厚生年金等の受給が可能  
 住宅ローン…支払いは続く  
 医療保険…1入院あたりの支払限度日数の制限あり退院後の継続補償がない



さらに医療費や介護費用がかかります。  
 ローンの支払いや毎月の生活費は？  
 長期の傷病はご本人と家族にとって大きなリスクになります。

病気やケガで長期間働けなくなったとき、  
今ご加入されている保険だけで大丈夫ですか？

## 補償のイメージ



### 追加補償

さらにメンタルヘルス不調等の精神障害も補償します！\*1

\*1 ただし、知的障害、アルコール依存症、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。  
また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

## 保険金額\*と保険料

団体割引  
5%

### 1口あたりの保険金額\*(月額):10万円

- ・保険期間:平成31年5月1日午後4時より1年間
- ・てん補期間(保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間):満70歳まで(65歳~69歳は3年間)
- ・免責期間(保険金をお支払いしない期間):180日間
- ・精神障害補償特約(最長2年間)

\*支払基礎所得額×約定給付率(100%)をいいます。

### 1口あたりの年間の保険料

男性	ご契約年齢	女性
11,950円	20~24歳	7,930円
12,430円	25~29歳	10,570円
13,820円	30~34歳	14,410円
17,220円	35~39歳	21,420円
26,650円	40~44歳	36,060円
41,190円	45~49歳	55,030円
65,500円	50~54歳	81,270円
93,430円	55~59歳	102,150円
109,110円	60~64歳	103,420円
87,250円	65~69歳	73,900円

35歳男性[5口]ご加入の場合(保険金額\*(月額) 50万円)

### 年間の保険料

17,220円 × 5口 = 86,100円

※1口からご加入いただけます。

※ご契約年齢は、被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(平成31年5月1日)の満年齢をいいます。  
※支払基礎所得額は、平均月間所得額\*1の範囲内で設定してください。  
※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。

\*1直前12ヵ月における保険の対象の方(被保険者)ご本人の所得\*2の平均月額をいいます。

\*2「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生に関わらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※本サービスは、GLTD専用のサービスです。(勤務医師賠償責任のご加入者様は対象外)※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。  
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### ・メディカルアシスト 自動セット

24時間365日受付\*1

0120-708-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)



お電話にて各種医療に関する相談に応じます。  
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)、と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)\*からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

#### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

#### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

#### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

#### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

#### 転院・患者移送手配\*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要ですが(予約受付は、24時間365日)。  
\*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

### ・デイリーサポート 自動セット

受付時間:

いずれも土日  
祝日、年末  
年始を除く

・法律相談 : 9:00~17:00  
・税務相談 : 14:00~16:00  
・社会保険に関する相談 : 9:00~17:00  
・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00  
・電話介護相談 : 9:00~17:00

0120-285-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

法律・税務・社会保険・介護に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

#### 生活支援サービス

・法律・税務相談\*1  
・暮らしの情報提供  
・社会保険に関する相談\*2

\*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。  
\*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 介護関連サービス

・電話介護相談(介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談)  
・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」  
ホームページアドレス  
<http://www.kaigonw.ne.jp/>



### ・介護アシスト 自動セット

受付時間(電話介護相談、各種サービス優待紹介):9:00~17:00  
(土日祝日・年末年始を除く)

0120-428-834

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

介護に関する相談に電話でお応えします。また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介いたします。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

#### インターネット介護情報サービス

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」  
ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>



#### 電話介護相談

・社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。  
・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

#### 各種サービス優待紹介\*1

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介いたします。

\*1 サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

### ・メンタルヘルスサポート

《メンタルヘルス電話相談》

自動セット

【対象となる基本補償】  
団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて心理相談員等にお電話でご相談いただけます。



受付時間:9:00~21:00(日祝日を除く)

0120-783-503

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

※保険の対象となる方(法人は除きます。)\*と、そのご親族からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

#### ご注意ください (各サービス共通)

- ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- ・メディカルアシストおよびメンタルヘルスサポートのメンタルヘルス電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- ・「サービスのご案内」における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

# 告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

団体総合生活保険の所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償、総合生活保険（GLTD）または総合生活保険（GLTD）に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

\*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※団体総合生活保険の医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入**ください。\*1

**告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけない**ことがあります。  
\*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

\*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

団体総合生活保険の介護補償のみに（追加）加入される場合、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

\*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

**過去に病気やケガをされたことがある場合**、お引受けは次のA～Cのいずれかになります（総合生活保険（GLTD）で一括告知制度を採用している一部の契約\*）、団体総合生活保険のがん補償・介護補償については、AまたはCになります。）。

過去に病気やケガをしたことがあるのなら、契約はどうなるのかな？



A お引受けいたします（補償対象外となる病気・症状の設定はありません。）。

B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします（なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。）。

C 今回はお引受けできません。

\*詳細は告知書をご確認ください。

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認ください**せていただく場合があります。

えっと、1年前に…



告知内容を確認させてください。

告知いただく内容例\*3は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます）
- ② 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無 等

\*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。（団体総合生活保険のがん補償のみ）

**ご注意ください。**

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

団体総合生活保険の所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償、総合生活保険（GLTD）または総合生活保険（CLTD）については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状の原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による就業不能や入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

よろしくお願います。



この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

東京海上日動火災保険株式会社

07ut-GJ05-07475-201801

## 勤務医師賠償責任保険 補償のあらまし

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
勤務医師賠償責任保険（賠償責任保険普通保険約款＋医師特別約款）	<p>被保険者（ご加入された先生個人）またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が日本国内において医療業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに起因して患者の身体の障害（死亡も含みます。）が発生したことにつき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。ただし、保険期間中に患者の身体障害の発生が発見*1された場合に限りです。</p> <p>*1 被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時（提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとします。</p>	<p>1. 次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。</p> <p>① 法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>② 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談等も含みます。）</p> <p>③ 損害防止軽減費用 事故*2が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④ 緊急措置費用 事故*2が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤ 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>*2 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。</p> <p>2. 保険金のお支払い方法は次のとおりです。</p> <p>・上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額－損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>次の事由によって生じた損害は保険金お支払いの対象となりません。</p> <p>① 日本国外で行われた医療業務 ② 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ③ 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ④ 医療の結果を保証することによって加重された賠償責任 ⑤ 所定の免許を持たない者が行った医療行為に起因する賠償責任 ⑥ 医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます）、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑦ 保険契約者または被保険者の故意 ⑧ 地震、噴火、洪水、津波または高潮 ⑨ 被保険者と他人との間の約定によって加重された賠償責任 ⑩ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">等</p>

### <もし事故が起きたときは>

保険事故または保険事故の原因となる偶発的な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。  
保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

### <ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

### <示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。

なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

### <保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に対するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

## ご加入の際のご注意

### <告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

### <補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

### <通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

### <ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について>

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
  - (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていった場合は、ご加入は無効になります。
  - (3)以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。
- この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
  - ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

### <他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

### <代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

### <保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(\*) )またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。(※)保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。(\*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

この保険は、滋賀医科大学 同窓会 湖医会を契約者とし、湖医会会員を被保険者とする勤務医師賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は滋賀医科大学 同窓会 湖医会が有します。

このご案内書は、勤務医師賠償責任保険の概要をご紹介します。勤務医師賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書には大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、保険期間の終了時まで保管してください。

## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



**0570-022808** <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【団体長期障害所得補償(GLTD \* 1) 定額型】

\* 1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下、「弊社」といいます。))は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が免責期間 * 1 を超えた場合</p> <p>▶就業障害期間 * 2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>支払基礎所得額 * 3 × 所得喪失率 * 4 × 約定給付率(100%)</b></p> </div> <p>ただし、支払基礎所得額 * 3が保険の対象となる方の平均月間所得額 * 5を超える場合には、平均月間所得額 * 5を支払基礎所得額 * 3としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※弊社は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。弊社はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p> <p>* 1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(妊娠に伴う身体障害補償特約をご契約いただいた場合は、同特約に適用される免責期間は、団体長期障害所得補償基本特約に規定する免責期間または90日のいずれか長い期間とします。)</p> <p>* 2 「てん補期間 * 6内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。)</p> <p>* 3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の所得 * 7の額をいいます。</p> <p>* 4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>1 免責期間 * 1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額 * 8</b></p> <p><b>免責期間 * 1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得 * 7の額</b></p> </div> <p>ただし、所得 * 7の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>* 5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得 * 7の平均月額をいいます。</p> <p>* 6 同一の病気やケガによる就業障害 * 9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間 * 1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。</p> <p>* 7 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>* 8 免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいい、免責期間 * 1の終了した月から1か月単位で計算します。</p> <p>* 9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。))によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・無免許運転、麻薬等を使用している場合による就業障害</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害(妊娠に伴う身体障害補償特約がセットされる場合は、お支払いの対象になります。)</p> <p>・妊娠または出産による就業障害</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(精神障害補償特約がセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害でてん補期間(2年)*1を限度にお支払いの対象になります。)</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害</p> <p>・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害 * 2 * 3</p> <p>* 1 団体長期障害所得補償基本特約のてん補期間にかかわらず、精神障害でてん補期間(2年)が限度となります。</p> <p>* 2 初年度契約の保険始期の直前1年に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象とします。</p> <p>* 3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。</p>

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。

免責期間 * 1中	てん補期間 * 1開始後
<p>病気やケガにより、下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態(※)</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること</p> <p>③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること</p> <p>(※)職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務(軽作業や事務作業等)もまったくできない状態です。</p>	<p>病気やケガにより、下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない(※)か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率 * 1が20%超である状態</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること</p> <p>③その病気やケガによる後遺障害が残っていること</p> <p>(※)全く従事できない場合も、所得喪失率が20%を超えない場合は、就業障害に該当しません。</p>

\* 1 免責期間については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「\* 1」、てん補期間については上記本文内の「\* 6」、所得喪失率については上記本文内の「\* 4」をご確認ください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

## ご加入の際のご注意

①告知義務(ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)等

・加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。(代理店には告知受領権があります。)。この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)

●被保険者(保険の対象となる方)の生年月日および性別

●被保険者の健康状態(新規加入または更新時に補償内容を拡充される場合のみ)

●他の保険契約等\*<sup>2</sup>を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)

\*<sup>2</sup>他の保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

・加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。

## ご加入後のご注意

①ご加入内容の確認・保管

加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

②保険期間(保険のご契約期間)の中途において被保険者の平均月間所得額が加入時の額より減少した場合には、ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡のうえ、保険金額\*<sup>3</sup>の見直しについてご相談ください。

\*<sup>3</sup>3支払基礎所得額×約定給付率(100%)をいいます。

③次回更新時の注意事項

ご加入時に特定の病気等を補償対象外としてお引受けした場合であっても、新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、更新にあたりその特定の病気等を補償する加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや特定の病気等が新たに補償対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

④ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただく場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

## もし事故が起きたときは

①保険の対象となる就業障害が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

④保険金を請求される場合には、原則として所得を証明する書類をご提出ください。

代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは団体長期障害所得補償の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体の代表の方にお渡ししてあります約款によりますが、ご契約手続、保険金のお支払条件、その他ご不明な点がございましたら代理店または引受保険会社までお問い合わせください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

# ご加入方法のご案内

提出締切日:3月11日(月)必着

# 記入例

- ◆**新規にご加入の場合、および現在のご加入内容に変更がある場合は**、下記①～⑨のご案内に沿ってご記入ください。
- ※**現在のご加入内容や印字内容に変更がある場合は**、該当項目の印字を二重線で抹消し、変更後の内容を枠内に印字と重ならないようにご記入ください。
- ※**本契約は自動更新です。更新しない場合は①③④をご記入・ご署名のうえ、加入依頼書をご提出いただく必要があります。**
- ◆**①④⑦**については漏れなく記入し、印字されている場合は印字内容が正しいことをご確認ください。
- ◆加入依頼書は、保険の対象となる方(被保険者)ご本人1名につき1部必要となります。保険の対象となる方(ご本人)の人数に応じて、必要部数をパンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

※下記加入依頼書はイメージです。実際の加入依頼書や募集内容とは異なる場合があります。

- ①「ご記入日」: 必ず記入してください。
- ②加入のお申込みをされるお客様【ご加入者】: 「ご住所」、「お名前」の「カナ」・「漢字」、「電話番号」、「生年月日」、「性別」等の必要事項をご記入ください。  
※「電話番号」と「郵便番号」にはハイフンを入れてください。
- ③フルネームの自署をお願いします。
- ④「ご希望のお手続き」に○をしてください。
- ⑤保険の対象となる方【被保険者】  
「本人のお名前」、「生年月日」、「性別」:  
《ご加入者と同じ場合》  
→「ご加入者と同じ」に○をし、各項目のご記入は不要です。  
《ご加入者と異なる場合》  
→各項目をご記入ください。
- ⑥保険の対象となる方【被保険者】  
「本人のご住所」:  
《ご加入者と同じ場合》  
→「ご加入者ご住所と同じ」に○をし、「本人のご住所」のご記入は不要です。  
《ご加入者と異なる場合》  
→「本人のご住所」をご記入ください。
- ⑦「加入者からみた続柄」:  
「続柄コード」表より該当するコードをご記入ください。  
「★他の保険契約等」:  
該当がある場合は、「あり」に○をし、加入依頼書裏面に内容をご記入ください。
- ⑧ご加入いただく「タイプ」(口数募集の場合は「口数」)をご記入ください。
- ⑨「被保険者・1回分保険料」:  
被保険者ごとの1回分の保険料をご記入ください。  
「加入者・1回分合計保険料」:  
加入者ごとの1回分の保険料をご記入ください。  
※被保険者明細が複数部の場合は、合算した保険料をご記入ください。

**健康状態告知「回答記入欄・署名欄」:**

- ・C「健康状態告知書」頁にご記入、ご署名(自署)ください(E「加入依頼書」に複写されます。)
- ・団体長期障害所得補償に新規ご加入の場合、または健康状態告知が必要となる場合(B「告知の大切さに関するご案内」頁にてご確認ください。)にのみ、ご記入・ご署名(自署)ください(その他の場合は記入不要です。)

◆質問1～3の回答・告知日・自署欄  
《訂正方法》  
誤った記入を二重線で抹消、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(自署)または訂正印をお願いします。

7

続柄コード	
01	本人
02	配偶者
03	父 母
04	子
05	兄弟姉妹
06	祖父母
07	孫
08	その他親族
10	雇用主(法人)
11	雇用主(個人事業主)
12	従業員
99	その他

## 団体総合生活保険に移行する契約 (2017年10月1日以降始期)のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

### 団体総合生活保険のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

団体契約向け商品「団体総合生活保険」の概要につきまして、以下のとおりご案内させていただきます。引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、従来商品からの移行に伴い、保険料等が変更となる場合がございますので、新商品への移行後の保険料等につきましては、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

#### 1 商品の一本化

従来傷害保険・医療保険等の商品を団体契約専用商品「団体総合生活保険」に一本化し、お客様にとって一層わかりやすい内容に変更いたしました。

これに伴い、従来、団体長期障害所得補償保険(GLTD)は「団体総合生活保険(団体長期障害所得補償基本特約)」としてお引き受けすることとなりました。

#### 2 団体総合生活保険に固有の補償

<p>「介護補償」の販売開始</p>	<p>保険の対象となる方が「要介護状態(公的介護保険制度に基づく要介護2以上*1)の認定を受けたとき」または「当社所定の要介護状態*2と診断された日から、その状態が90日を超えて継続した場合」に一時金をお支払いする「介護補償」を新たに販売いたします。</p> <p>※これまでの「親介護補償保険金特約」は、医療補償へご加入いただくことが必要でしたが、介護補償のみにご加入いただくこともできるようになりました。</p> <p>*1 団体内の募集タイプによっては、補償の対象を「公的介護保険制度に基づく要介護3以上の要介護状態」としている場合があります。</p> <p>*2 公的介護保険制度に基づく要介護認定とは別に、当社が独自に定めた基準をいいます。これにより、公的介護保険制度では制度の対象とならない方*3にも、補償をご提供することが可能となりました。団体内の募集タイプによっては、本基準を設けず、「公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けたとき」のみの補償としている場合があります。</p> <p>*3 40歳未満の方または40歳以上64歳以下で介護保険法施行令第二条に定められている「特定疾病」以外が原因で要介護状態もしくは要支援状態となった方。</p>
<p>新サービス「介護アシスト」の提供開始</p>	<p>介護に関するご家族の負担を軽減する「電話介護相談」、「各種サービス優待紹介*4」および「インターネット介護情報サービス」を行う「介護アシスト」の提供を開始いたします。</p> <p>*4 サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。</p>

### 3 タイプの変更

団体総合生活保険への移行時に、ご加入されているタイプの内容の見直しを行う場合があります。

項目	概要
同一補償種類における複数加入の取扱いの変更	団体総合生活保険では、「1つの補償について1つのタイプ(例えば傷害補償で1つのタイプ)に加入する仕組み」になります。 例)これまで普通傷害保険と交通事故傷害保険を募集していた場合で両方にご加入の方については、傷害補償(24時間ケガ補償のタイプ)に見直しをして、ご案内をさせていただきます。
所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)の保険料建タイプの廃止	従来の「保険料建タイプ方式」は保険料が定額設定(例:月払保険料1,000円)で、年齢区分が進んだ際には保険金額が減額していく仕組みでしたが、これを廃止し、補償金額(保険金額)を定額で設定する「保険金額建タイプ方式」に変更します。

### 4 主な変更点

#### (1)補償内容・サービスの拡大

項目	概要
メディカルアシストのサービス対象の拡大	すべての補償について、メディカルアシストのサービス対象とします(子ども傷害補償の医療費用補償特約、入院療養一時金支払特約、入院・手術医療保険金支払特約がセットされた契約や、所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償については、従来よりサービスの対象となっております。)
個人賠償責任補償特約のサービス・保険金額の拡大	国内の損害賠償事故について、示談交渉サービスを実施*1し、保険金額について、国内無制限でのお引受けを可能とします。 *1 借家人賠償責任・受託品賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

#### (2)各補償共通の変更内容

項目	概要
加入者ごとの不払解除・免責規定の導入(「加入者への個別適用に関する特約」の新設)*2	ご加入者より保険料を払込みいただけない場合には、この保険契約のそのご加入者の加入部分*3について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、そのご加入者の加入部分*3を解除させていただくことがあります。 *2 団体構成員等からご加入者を募集する一般団体契約で、かつ、保険料相当額をご加入者から集金する契約のみ、本規定を導入します。 *3 そのご加入者を通じてご加入された、保険の対象となる方全員をいいます。
保険料の端数処理単位の改定	保険料の単位を10円単位に統一します(従来、1円単位としていた所得補償保険・団体長期障害所得補償保険(GLTD)・golfer保険については、保険料が変更となる場合があります。)
契約変更時の保険料の計算方法の改定	ご契約内容を変更する際の保険料の計算方法を、月割に統一します。
配偶者の定義見直し	戸籍上の性別が同一で、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方について、配偶者に含む取扱いとします(付帯サービスも含まれます。)

#### (3)各補償ごとの変更内容

○印のある補償について、下記のとおり変更いたします。

変更する補償					
①傷害補償	②子ども傷害補償	③所得補償	④団体長期障害所得補償(GLTD)	⑤医療補償	⑥がん補償

①	②	③	④	⑤	⑥	項目	概要
○	○					後遺障害保険金の支払限度額の改定	後遺障害保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度としておりましたが、1回の事故ごとに保険金額を限度にお支払いします。
○	○					「ギプス等」の定義の明確化	実際に通院していない場合であっても、ギプス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、「ギプス等」の定義の明確化を行い、保険金のお支払い対象外となる固定具（サポーター、テーピング等）を明記します。  ※従来の普通傷害保険は、既に2016年10月以降始期契約において、上記改定による明確化を実施しているため、移行に伴う上記改定はありません。
○						家族型補償における保険の対象となる方の範囲の拡大	家族型補償の対象となる「同居の親族」「別居の未婚の子」について、保険の対象となる方ご本人または配偶者と「生計を共にする」ことを条件としていましたが、この条件を不要とします。また、従来は保険の対象となる方ご本人の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）のみが保険の対象となる方の範囲に含まれていましたが、配偶者の親族まで範囲を拡大します。
○				○	○	家族型補償における本人失効の取扱いの改定	家族型補償の保険の対象となる方ご本人が死亡した場合は、ご本人部分を失効とする取扱いとします（傷害補償については、ご本人を交替することも可能です。）。
○	○					傷害補償の取扱いの一本化	傷害補償の約款構成の一本化に伴い、従来、普通傷害・家族傷害・交通事故傷害・ファミリー交通傷害・こども総合で異なっていた保険金種類の組合せパターンを統一します。
○	○					保険金額の設定単位の変更	従来、1,000円単位としていた死亡・後遺障害保険金額の設定単位を10,000円単位に変更します。
		○	○			「天災危険補償特約」追加時における健康状態告知書の取扱いの見直し	従来は、「天災危険補償特約」をセットするには健康状態告知書の再提出が必要でしたが、これを不要とする取扱いに変更いたします。
				○		難病法改正に伴う改定	難病法の改正に伴い、保険金請求時に提出をお願いする受給者証として、医療受給者証を対象に追加します。また、保険金の支払対象となる疾病を個別に列挙する方式に変更しました（対象となる疾病の範囲は難病法施行前と同一です。）。
				○		「総合先進医療特約（医療用）」の新設	医療補償の特約に、「総合先進医療特約（医療用）」（以下、「総合先進医療特約」）を新設します。  ※従来の「先進医療特約」では保険金が定額払となっておりますが、「総合先進医療特約」では保険金を実額払にする等補償内容を変更しております。これに伴い、保険料が引上げとなります。 ※本特約と「がん先進医療特約（がん用）」を同時にセットすることはできません。
				○		「がん先進医療特約（がん用）」の新設	がん補償の特約に、「がん先進医療特約（がん用）」（以下、「がん先進医療特約」）を新設します。  ※本特約をがん補償に新たにセットする場合、新規契約の取扱いとなりますので、再度待機期間90日が設定されます（健康状態告知書の再提出が必要です。）。 ※本特約と「総合先進医療特約」を同時にセットすることはできません。
				○		「がん通院保険金の支払事由変更に関する特約」の新設	がん通院保険金の支払要件である「20日以上継続入院」の要件を撤廃する「がん通院保険金の支払事由変更に関する特約」を新設します。これにより、入院日数を問わず、入院（日帰り入院も含む）前後の通院に対して保険金をお支払いいたします。  ※本特約をがん補償に新たにセットする場合、新規契約の取扱いとなりますので、再度待機期間90日が設定されます（健康状態告知書の再提出が必要です。）。
				○	○	「総合先進医療特約」および「がん先進医療特約」における粒子線治療費用の直接払サービスの提供開始	「総合先進医療特約」または「がん先進医療特約」の支払対象となる粒子線治療について、一定の条件を満たす場合に、弊社から治療を実施する医療機関へ粒子線治療にかかる技術料相当額を直接お支払いできるサービスです。

○印のある補償について、下記のとおり変更いたします。

変更する補償							項目	概要
①個人賠償責任	②借家人賠償責任	③受託品賠償責任	④携行品	⑤住宅内生活用動産	⑥ホールインワン・アルパトロス費用	⑦救援者費用等		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	項目	概要
○		○	○ *1	○	○	○	家族型補償における保険の対象となる方の範囲の拡大	家族型補償の対象となる「同居の親族」「別居の未婚の子」について、保険の対象となる方ご本人または配偶者と「生計を共にする」ことを条件としていましたが、この条件を不要とします。また、従来は保険の対象となる方ご本人の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)のみが保険の対象となる方の範囲に含まれていましたが、配偶者の親族まで範囲を拡大します。  *1 動産総合保険(携行品一式)からの改定内容については[5]をご参照ください。
○	○	○					賠償責任に関する補償における保険の対象となる方の範囲の改定	賠償事故を起こした保険の対象となる方が責任無能力者等の場合に、その方の親権者や監督義務者を保険の対象となる方に追加します。 なお、借家人賠償責任については、従来、ご本人と借戸室の賃借名義人が異なる場合にその賃借名義人を保険の対象に含んでいましたが、これを対象外とします。
○							職務遂行免責の緩和	従来は「職務遂行に直接起因する損害賠償責任」を一律免責としていましたが、ゴルフの競技または指導を職業とする方以外については、ゴルフ中の事故については補償の対象とします。
○							個人賠償責任に関する補償の拡大	従来は傷害保険の賠償責任担保特約では対象外であった、日本国外の損害賠償責任事故についても補償の対象とします。また、同じく対象外であった、ゴルフカート搭乗中の事故についても補償の対象とします。
	○						借家人賠償責任の保険金のお支払いの対象となる事故の拡大	従来は保険金のお支払い対象とならなかった、給排水設備の漏水や盗難等をお支払いの対象とします。
	○						借家人賠償責任における修理費用の取扱い	従来はフルガード保険の借家人賠償責任担保条項と修理費用担保特約を統合します。これに伴い、従来修理費用担保特約で設定していた免責金額(自己負担額:3,000円)を廃止します。
		○					受託品賠償責任に関する免責規定の改定	受託品賠償責任における、受託品の置き忘れまたは紛失に起因する損害を、免責とする取扱いに変更します。
			○ *2	○ *3			携行品・住宅内生活用動産の免責金額(自己負担額)の変更	携行品や住宅内生活用動産の免責金額(自己負担額)を3,000円から5,000円に変更します。  *2 携行品に「ゴルフ用品補償特約」をセットした場合、免責金額(自己負担額)を0円にすることも可能とします。 *3 従来のごども総合保険の生活用動産担保特約では、免責金額(自己負担額)が「盗難危険:3万円、火災・落雷、破裂または爆発:0円、左記以外:1万円」でしたが、一律「5,000円」へ変更します。
			○	○			「住宅」の定義の変更	「住宅」の定義を変更し、住宅には敷地を含まないこととします。これにより、住宅内生活用動産で対象であった敷地部分が補償の対象外となり、携行品の補償の対象となります。
				○			失火見舞費用保険金の改定	失火見舞費用保険金の支払額を、被災世帯×20万円から被災世帯×50万円(保険金額の20%が限度)に改定します。

## 5 個人賠償責任保険・golfer保険・動産総合保険(携行品一式)の固有の変更

個人賠償責任保険・golfer保険・動産総合保険(携行品一式)からの、主な変更点は以下のとおりです。

項目	概要	
団体割引・損害率による割増引規定の一本化	個人賠償責任保険、golfer保険、動産総合保険(携行品一式)については、普通傷害等の保険商品と同様の団体割引テーブルに変更するとともに、すべての補償を合わせた被保険者数*1をもとに、団体割引を適用します。これにより、団体割引率が変動する場合があります。また、被保険者数が1,000名以上のご契約について、団体総合生活保険への移行2年目より、損害率による割増引の適用対象となります。 ※傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償を併売している場合、移行初年度の団体割引・損害率による割増引の取扱いが異なります。詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。 *1 同じ方が複数の補償に加入している場合であっても1名と数えます。以下同様とします。	
golfer保険の補償内容の変更	golfer保険には手術補償がありませんでしたが、団体総合生活保険では、手術保険金をお支払いの対象とします。	
動産総合保険(携行品一式)からの変更	保険の対象となる方の範囲の変更	家族型補償(夫婦型を除きます。)において、「別居の未婚の子」が保険の対象となる方の範囲に含まれます。また、「同居の親族」についても「生計を共にする」ことを条件としていましたが、この条件を不要とします。
	国内のみ補償の廃止	「国内のみ補償」の取扱いを廃止し、すべてのご契約について国内外補償とします。
	明記物件の廃止	申込書に記載することで補償の対象となる明記物件のうち、現金、小切手、乗車券等については保険の対象に含めることとします。一方、手形、商品券その他有価証券については、保険の対象の範囲外とします。
	支払限度額の変更	1回の事故ごとに保険金額を限度としておりましたが、保険期間を通じて保険金額を限度にお支払いします。

## 6 特約・契約方式の廃止

下記の特約・契約方式を廃止させていただきますので、ご了承の程、宜しく願い申し上げます。

項目	概要
「先進医療特約」の販売中止	「総合先進医療特約」の新設に伴い、医療補償の「先進医療特約」の販売を中止します。従来「先進医療特約」をセットしていた契約については、「総合先進医療特約」への切替え(移行)を行います。 ※団体が設定した補償内容で「先進医療特約」から「総合先進医療特約」に切り替える場合は、健康状態告知書の再提出は不要です。団体が設定した補償内容を上回る内容に切り替えて更新する場合には、健康状態告知書の再提出が必要となります。
所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)の無事故戻し返れい金の廃止	所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)の無事故戻し返れい金を廃止し、あらかじめ無事故戻しを不適用とした場合の保険料とします(その結果、所得補償については、損害率による割増引の適用対象となる場合があります。)
分割2回払の廃止	分割2回払による払込方法を廃止します(一時払または月払への切替えが必要となります。)

このご案内は、2017年10月1日始期以降、従来商品から団体総合生活保険へ移行する際の改定概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

以上

07E1-GJ05-16054-201801

# 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

## 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容を  
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる  
事項等、特にご注意ください事項

### I ご加入前におけるご確認事項

#### 1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

#### 2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

#### 3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アールパトロス費用補償特約 ●救急費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

\*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

#### 4 保険金額等の設定



この保険での保険金額\*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額\*1の増額等はできません\*2。

##### [所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額\*1は、平均月間所得額\*3以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額\*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額\*4×約定給付率とします。

\*2 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。

\*3 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*5の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。)

\*4 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

\*5 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

#### 5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

#### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

##### (1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

##### (2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

##### (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください内容につきましては、後記「II-1告知義務」をご確認ください。

\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)



## 7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

#### [告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等
生年月日		★ *1	★	★	★	★	★ *2
性別		—	—	★	★	—	—
職業・職務 *3		★ *4	★	—	—	—	—
健康状態告知 *5		—	★	★	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等 \*6」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)については、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(★)となります。

- \*1 こども傷害補償以外の場合には、告知事項とはなりません。
- \*2 こども傷害補償にご加入されていない場合には、告知事項とはなりません。
- \*3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- \*4 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットいただいた場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- \*5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- \*6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

#### [所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)]

##### ①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者 \*7、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

\*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。))にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。

- a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

##### ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)

##### ③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日 \*8から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります \*9。

●責任開始日 \*8から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません \*10(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

\*8 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

\*9 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

\*10 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

##### ④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



## 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



### 3 保険金受取人

#### 【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

\*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

#### 【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合\*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

\*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)



### 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります(例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、がんの補償のない期間が発生します。)

## Ⅲ ご加入後におけるご注意事項



### 1 通知義務等

#### 【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覽】」をご参照ください。

#### 【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通  
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償  
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額\*1がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。  
\*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。)  
\*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任  
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### 【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。



### 2 解約される時

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- \*1 解約日以降に請求することがあります。
- \*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。



### 3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。



### 4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

#### 【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

#### 【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

#### 【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額\*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

#### 【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

#### 【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### 【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いませぬ。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。 )の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合

②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人とする場合は除きます。 )

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 保険会社破綻時の取扱い等



●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

#### 4 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

#### 5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
  - ・弊社の定める就業不能状況記入書
  - ・弊社の定める就業障害状況報告書
  - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - ・附加給付の支給額が確認できる書類
  - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - ・所得を証明する書類
  - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内の親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。  
\*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
  1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。



#### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

#### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)



0570-022808



弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

#### <共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内  
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

#### 東京海上日動安心110番 (事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも  
「東京海上日動安心110番」へ



0120-119-110

事故は119番・110番  
受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

07E1-GJ05-11046-201612

<2017年10月1日以降始期契約用>

## ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていることを確認させていただくためのものです。  
 お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。  
 なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、[パンフレット等記載のお問い合わせ先](#)までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることを[パンフレット・重要事項説明書](#)でご確認ください。  
 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。  
 保険金をお支払いする主な場合  保険金額 \* 1、免責金額(自己負担額)  
 保険期間  保険料・保険料払込方法  
 保険の対象となる方  
\* 1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。
2. [加入依頼書等の記入事項等につき](#)、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、[加入依頼書等](#)を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、[パンフレット等記載のお問い合わせ先](#)までご連絡ください。

### 【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

確認事項	団体長期障害 所得補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	○
<input type="checkbox"/> 保険金額 * 2 は、平均月間所得額 * 3 以下となっていますか？なお、保険金額 * 2 の設定方法やお引受けできる限度額については <a href="#">パンフレット</a> をご確認ください。 <small>* 2 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。            * 3 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前 12 か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。</small>	○
<input checked="" type="checkbox"/> <a href="#">「健康状態告知が必要な場合のみ」</a> をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？	○

### 【すべての補償に共通してご確認いただく事項】

加入依頼書等の[「他の保険契約等」](#)欄は正しく告知いただいていますか？

### 3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意 \* 1」についてご確認ください。  
\* 1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

[※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。](#)

東京海上日動火災保険株式会社

07E1-GJ05-11046-201612

<2017年10月1日以降始期契約用>

この保険は、滋賀医科大学 同窓会 湖医会 を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として滋賀医科大学 同窓会 湖医会 が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

### 《お問い合わせ先》

- ◇代理店 : 株式会社 東海日動パートナーズかんさい 滋賀支店  
住所: 〒520-0044 滋賀県大津市京町2-5-10 大津神港ビルディング3階  
TEL:077-510-1470  
土日連絡先:090-6903-8000(熊谷)
- ◇代理店 : 株式会社 サポルト  
住所: 〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津1664-14  
TEL:0740-24-7090  
土日連絡先:090-3050-8449(中川)
- ◇保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社 滋賀支店 大津支社  
住所: 〒520-0044 滋賀県大津市京町2-5-10 大津神港ビルディング6階  
TEL:077-522-9071 (受付時間:平日9:00~17:00)

### 《事故時の連絡先》

- ◇代理店 : 株式会社 東海日動パートナーズかんさい 滋賀支店  
TEL:077-510-1470  
土日連絡先:090-6903-8000(熊谷)
- ◇代理店 : 株式会社 サポルト  
TEL:0740-24-7090  
土日連絡先:090-3050-8449(中川)